

医療的ケア児及びその家族に対する支援は

- 1 医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えること
- 2 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行うこと
- 3 医療的ケア児が18歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮すること
- 4 施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重すること
- 5 施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすること

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
より抜粋

アクセス



自動車

- ・九州自動車道
古賀I.C.から福岡方面へ約10分
- ・福岡都市高速 1号線
香椎東ランプから北九州方面へ約10分



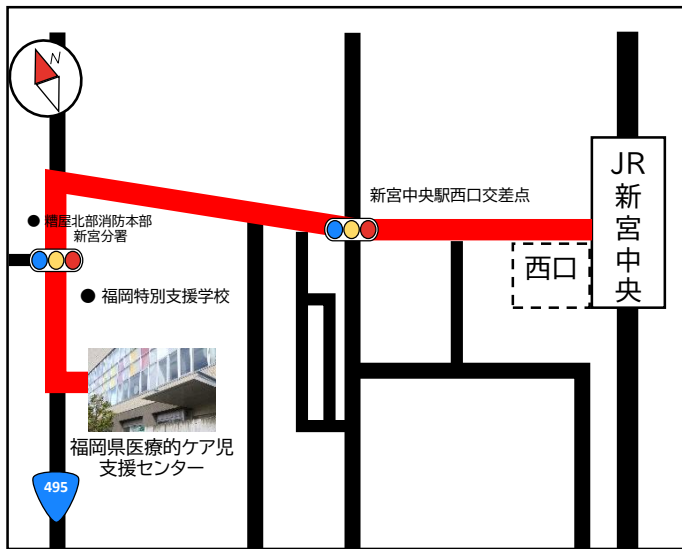
西鉄バス

- ・福岡市天神バスセンターから約45分
- ・西鉄バス26番（新宮・緑ヶ浜行、赤間営業所行）
特別支援学校前下車



JR鹿児島本線

- ・新宮中央駅西口から徒歩10分



〒811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2-1
(福岡県子ども療育センター-新光園内1階)



電話によるご相談（ご相談は無料、但し通信料はかかります）

☎ 092-692-1601
FAX 092-962-3113



ikeaji-sc@pref.fukuoka.lg.jp

利用日時：月曜日～金曜日 9時から17時
(土・日曜日・祝日及び年末年始を除く)
来所による相談や訪問による相談もお受けします。
(まずは、お電話ください。)



医療的ケアとは

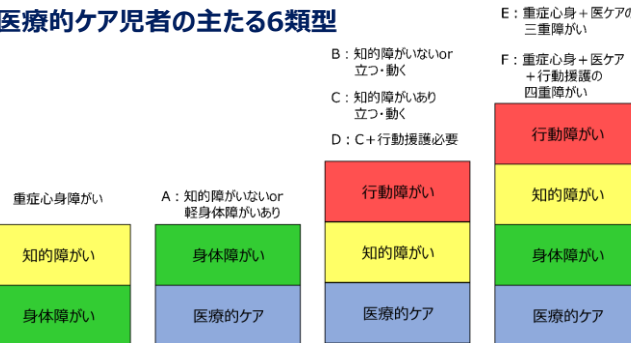
「医療的ケア」という言葉が、使われ始めたのは医療現場ではなく、教育現場でした。養護学校（現特別支援学校）校長が、使用したのが最初だと言われています。

医療的ケアとは、生活援助の側面を強調し、純粋な医療行為とは分け、自宅や学校などで家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことです。人工呼吸器管理や経管栄養、たんの吸引、導尿、ストマ等を指します。（医療的ケア判定スコアを参照して下さい）

医療的ケア児等とは

「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童と法律上定義されています。心身の機能に障がいがあり、呼吸や栄養摂取、排泄などの際に、医療機器やケアを必要とする方たちです。重症心身障がい児・者に多くみられますが、肢体不自由や知的障がいを伴わない方、例えば医療的ケアがあっても走ることができる方もいます。現在は医療的ケア児等は、以下のとおり、おおよそ6つの類型に大別できるといわれています。

医療的ケア児者の主たる6類型



令和元年度厚生労働科学特別研究事業
「可視化及び研修プログラム確立についての研究」より引用（一部改変）

センターの役割

支える 動く

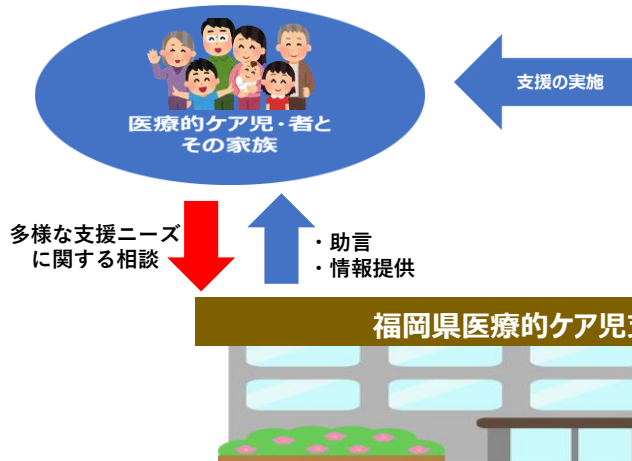
- ・医療的ケア児・者とその家族に対するワンストップの相談支援
- ・支援関係者への助言やサポート

繋がる 皆で創る

- ・医療的ケア児等コーディネーターや関係機関（医療、保健、福祉、教育、労働等）との連携や協働、地域支援体制構築
- ・各種支援制度、社会資源、研修会等の情報発信
- ・地域特性に応じた社会資源の創出や既存資源活用による医療的ケア児・者が暮らしやすい街の創造
- ・災害時支援対策

共に育つ

- ・医療的ケア児・者支援者等の養成やスキルアップ研修の企画・運営・講師等



こんなご相談をいただいています（例）

ご家族からの相談

将来に備えてレスパイトの受け入れ先を確保したいが近隣に動ける医ケア児を受け入れ可能な事業所がありません。

相談支援専門員からの相談

家庭での入浴が困難なため「訪問入浴」を利用しようと考えたが、居住地自治体で事業実施されていません。他に入浴の手段はありませんか？

小学校の先生からの相談

医療的ケア児の入学予定があり看護師配置を検討している。人件費など配置に係る助成制度等はありませんか？

医療ソーシャルワーカーからの相談

1型糖尿病の児の退院後の学校と医療機関の連携について窓口となってくれる人や場所について紹介してほしい

